

JSG ニュースレター
新型コロナウイルス対策として
2020 年度確定申告及び納税の期間延長を公表
(2021 年 6 月 30 日まで)

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の警戒レベルが「レベル 2」に引き上げられたことを鑑み、台湾財政部は 5 月 12 日付で 2020 年度の個人総合所得税および営利事業所得税の確定申告および納税の期間を従前の「2021 年 5 月 1 日から 5 月 31 日まで」から「同年 5 月 1 日から 6 月 30 日まで」に延長する旨の公告を行いました。財政部が公表したコメントは下記のとおりです。

(以下財政部リリース情報の抄訳)

[因應嚴重特殊傳染性肺炎疫情，109 年度所得稅結算申報及繳納期限展延至 110 年 6 月 30 日-財政部全球資訊網 \(mof.gov.tw\)](#)

COVID-19 対策として 2020 年度確定申告および納税の期限を 2021 年 6 月 30 日まで延期

中央感染症対策センター（中国語：中央流行疫情指揮中心）が、重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）感染拡大により 5 月 12 日付から 2021 年 6 月 8 日までを防疫警戒レベル第 2 級に引き上げたことに伴い、財政部は 5 月 12 日付で

2020 年度個人総合所得税および営利事業所得税の確定申告および納税の期間を従前の「2021 年 5 月 1 日から 5 月 31 日まで」から「同年 5 月 1 日から 6 月 30 日まで」に延長することを決定しました。

財政部の説明によれば、税務調査徴収法（中国語：税捐稽徴法）第 10 条には、「天災、不可抗力等により、法で定めた納付期間に遅延が生じた場合、当該管轄税務当局は、実際の状況を考慮してその納付期間を延長し、公表することができるものとする」と規定されています。市中感染のリスクが高まる中、短期間に納税者が大勢、申告のために国税局を訪れることにより、感染拡大が発生することを回避するため、税務調査徴収法第 10 条の規定に基づき、5 月 12 日付で 2020 年度確定申告の期限を 2021 年 6 月 30 日まで延期する旨の公告を行いました。

当該申告および納税の期限が延期されたことにより調整される関連作業期間は以下のとおりです。

- 一、所得および控除額資料の照会作業は、2021 年 4 月 28 日から 6 月 30 日までとする。
- 二、個人総合所得税確定申告を電子申告で行った場合の添付資料および証明書は、2021 年 7 月 12 日までに、所在地を管轄する国税局または任意の国税局所轄の分局、稽徴所または服務処に提出（または郵送）する。
- 三、営利事業および教育、文化、公益、慈善機関または団体の確定申告を電子申告で行った場合の添付資料および会計士税務監査報告書は、2021 年 8 月 2 日までに所在地を管轄する国税局所轄の分局、稽徴所または服務処に郵送する。前述の資料は 2021 年 7 月 30 日までに、営利事業所得税確定申告および納税のオンラインシステム上でアップロードすることができる。
- 四、営利事業が特殊会計年度（週決算）の認可を受けており、所得税法第 71 条および第 101 条の規定に基づき、営利事業所得税確定申告および納税の期間が 2021 年 5 月 1 日から 5 月 31 日である場合、当該申告および納税の期限を 30 日延期する。

財政部は、すでに印刷されているまたは発送されている各種所得税申告書、納付書または通知書等について、書面上に記載されている申告および納税の期限 5 月 31 日は、自動的に 6 月 30 日まで延期されると説明しており、納税についての問い合わせは、フリーダイヤル 0800-000321 で受け付けています。また、個人総合所得税の各回の還付案件について変更はなく、申告延長期間の 6 月 1 日から 6 月 30 日の間に電子申告およびオンライン税額試算または音声回答を利用した案件は、初回（2021 年 7 月 30 日）の還付が適用されます。

財政部は、申告および納税の期間を延長し、国民と一致団結して今般の感染拡大の局面を乗り切ろうと、できるだけスマートフォンやタブレット、パソコンによる電子申告を行い、多様化された納付手段を利用することを推奨しています。また、不明な点は、電話で問い合わせをすることで、クラスター発生のリスクを抑えることができます。ただし、窓口で所得や控除額の資料を調べたり、電子申告についてサポートが必要な場合に国税局窓口を訪れるときは、あらかじめ国税局の公式サイトで受付番号を取得し、待ち時間を短縮し、局内では常にマスクを着用するよう呼び掛けています。また、各地の国税局では防疫措置を強化しており、納税者および職員の安全の確保に努めています。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)
[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

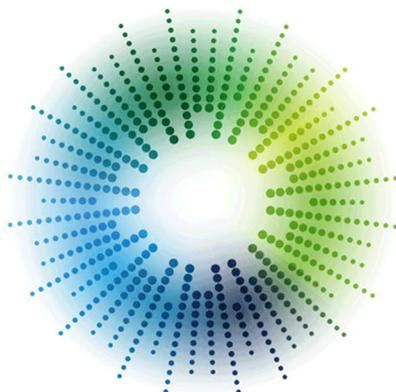


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

因應嚴重特殊傳染性肺炎疫情

109 年度所得稅結算申報及繳納期限展延

至 110 年 6 月 30 日

為因應中央流行疫情指揮中心宣布即日起至 110 年 6 月 8 日止嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 疫情進入第二級警戒，財政部今日決定 109 年度綜合所得稅及營利事業所得稅結算申報及繳納期間，由原本 110 年 5 月 1 日至 5 月 31 日，展延為 5 月 1 日至 6 月 30 日。

[因應嚴重特殊傳染性肺炎疫情，109 年度所得稅結算申報及繳納期限展延至 110 年 6 月 30 日-財政部全球資訊網 \(mof.gov.tw\)](#)

財政部說明，依稅捐稽徵法第 10 條規定，因天災、事變而遲誤依法所定繳納稅捐期間者，該管稅捐稽徵機關得視實際情形，公告延長其繳納期間。因應社區傳播風險升高，為免民眾於短時間內前往國稅局申報，因群聚可能發生疫情擴散，該部依稅捐稽徵法第 10 條規定，於今日公告全面延長 109 年度所得稅結算申報期限至 110 年 6 月 30 日。

財政部進一步說明，配合展延申報及繳納期限，延長下列作業期間：

- 一、 所得及扣除額資料查詢作業期間為 110 年 4 月 28 日至 6 月 30 日。

- 二、 綜合所得稅透過網路申報應行檢送之其他證明文件及單據資料，應於 110 年 7 月 12 日前送(寄)戶籍所在地國稅局或就近至任一國稅局所轄分局、稽徵所或服務處代收。
- 三、 營利事業及教育、文化、公益、慈善機關或團體採用網路辦理結算申報應檢送之相關附件資料及會計師查核簽證報告書，應於 110 年 8 月 2 日前將資料寄交所在地國稅局所轄分局、稽徵所或服務處；前述資料得於 110 年 7 月 30 日前，透過營利事業所得稅電子結(決)算申報繳稅系統軟體上傳送交。
- 四、 營利事業經核准採特殊會計年度(週結制)，依所得稅法第 71 條及第 101 條規定辦理營利事業所得稅結算申報繳納期間截止日在 110 年 5 月 1 日至 5 月 31 日期間者，其申報及繳納期限展延 30 日。

財政部補充說明，所得稅各項申報書、繳款書或通知書等已完成印製或寄發，原書表上所載申報繳納期限為 5 月 31 日，將自動展延至 6 月 30 日，民眾如有繳款問題，可撥打免費服務電話 0800-000321 洽詢。至綜合所得稅之各批退稅期程維持不變，民眾如於延長申報期間 6 月 1 日至 6 月 30 日採網路申報及稅額試算線上或電話語音回復者，仍可適用第 1 批(110 年 7 月 30 日)退稅。

財政部表示，透過延長申報繳納期限，與國人一起度過疫情難關，請民眾盡可能使用手機、平板或電腦進行網路報稅並利用多元方式繳稅，如有申報問題，可利用電話洽詢，以降低群聚感染風險。惟如民眾仍有臨櫃查調所得、扣除額資料或協助網路報稅需求而需親至國稅局洽辦者，請先至國稅局網站線上取號，以縮短等待時間，並請配合防疫規定全程佩戴口罩；各地區國稅局亦將強化防疫措施，確保民眾及國稅局同仁安全。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。